

JTN マップ（ご利用上の注意）

1. ご提供する情報

表示される情報は、株式会社ゼンリンの住宅地図及びブルーマップ（建物入居者情報含む）と同等の内容となっています。ただし、ブルーマップについては2007年及び2012年に株式会社ゼンリンより提供された地番データを利用しておりますので、必ずしも最新版ではない場合がございます。

地図の更新は、住宅地図については年10～12回を予定（変更月は未定）しております。各エリアごとの住宅地図発行年月日は「住宅地図の提供地区及び年月」でご確認ください。ブルーマップについては、現在更新の予定はございません。

2. ご利用時間について

365日24時間ご利用いただけます。（サーバメンテナンス等の停止期間を除く。）

3. 利用料金の課金されるタイミング

利用料金が課金されるタイミングは、課金のダイアログが表示され「OK」ボタンをクリックした時点です。ただし、ビル・テナント入居者名付き住宅地図またはブルーマップについては、建物を右クリックした時点で課金されます。

4. 検索の方法

住所で検索して下さい。ただし地番では検索できません。

5. 地図が表示されない場合

以下のような場合、地図が表示されないことがあります。

- (1) 保有地区以外での検索を行ったとき
- (2) やむを得ずサーバシステムの全部または一部を中断したとき
- (3) サーバシステム等の障害により運営が出来なくなったとき

6. エラーメッセージが表示された場合

以下の原因が考えられます。なお、地図が画面に表示されなかった場合は課金されません。

- (1) 「住所入力」に何も入力せず、検索ボタンを押した。
→正しい住所を入力してください。
- (2) 「郵便番号入力」で何も入力しなかった、もしくは番号以外の文字を入力した。

→正しい郵便番号を入力してください。

7. 印刷できない場合

お使いのプリンタが正常に動作しているかどうか確認してください（電源が入っているか、又は、オンライン状態になっているか等）。また、地図・図面情報の印刷の場合は、お使いのパソコンの印刷ダイアログの「名前（N）」の項目に通常使うプリンタ名が表示されているかを確認してください。表示されていない場合は、通常使うプリンタ名を選択してから印刷を行ってください。

8. ブルーマップを閲覧したが目的の地番が表示されていない場合

- (1) ブルーマップの保有地区と保有地区でない境界線上にある場所は、目的の地番が保有地区でない場所であったために表示されない場合があります。
- (2) ブルーマップ保有地区であっても一部地番が表示されていない場所があります。その場所の地番は、本サービスでは閲覧することが出来ません。予めご了承ください。

9. PDFで表示された印刷イメージ及び印刷した地図の右下にある商号が一部欠けていた場合

出力用紙のサイズによって、表示される商号に文字数制限があるため、制限を超える商号の場合、超えた文字については表示することが出来ません。予めご了承ください。

■表示又は印字可能な商号の最大文字数（全角）

- (1) 用紙サイズA4縦：17文字
- (2) 用紙サイズA4横：25文字
- (3) 用紙サイズA3縦：25文字
- (4) 用紙サイズA3横：50文字

10. PDFで表示された印刷イメージ及び印刷した地図について、一部の表札や住所等の数字などが表示されない場合

地図の縮尺を1/2000または1/1500に設定した場合、小さい文字や住所等の数字が表示されない場合がありますので、小さい文字を印字したい場合は、縮尺を1/500または1/1000の印刷をお勧めします。

11. ブルーマップ対象エリア外の地図表示

ブルーマップのデータの仕様上、提供エリア外で検索した場合も、ブルーマップ選択ボタンが押下できるポイントがあります。JTN マップトップ画面の住

所選択画面下部にある「ブルーマップデータ保有地区」にて予めご確認のうえ、ご利用ください。

1 2.ブルーマップ上の地番について

本サービス上で提供する地番は、現在の地番と異なる可能性がありますので、正確な地番は法務局にてご確認ください。

登記簿図書館（ご利用上の注意）

1. ご提供する登記情報について

不動産登記情報（全部事項又は所有者事項）の内容は、登記所で交付される全部事項証明書と、商業・法人登記情報（全部事項）の内容は、登記所で交付される履歴事項証明書と同様の内容です。ただし、認証文はありません。この登記情報は、PDF または CSV 形式で提供され、インターネットに接続されたパソコンで表示・保存することができます。

不動産登記情報（全部事項）では、共同担保目録及び信託目録のそれぞれについて、「要」又は「要（現在目録）」を選択することにより、不動産登記情報（全部事項）とともに表示・保存することができます。なお、不動産登記情報（所有者事項）では、共同担保目録及び信託目録を請求することはできません。

また、閉鎖登記簿についても、閉鎖登記簿欄をチェックすることにより、表示・保存することができます。

商業・法人登記情報では、検索した条件に合致する会社・法人の一覧が閉鎖された会社・法人を含め、表示されますので、閉鎖された会社・法人の登記情報を請求する場合でも、その一覧から請求する会社・法人を選択していただくことになります。

当サービスで提供できる情報は、登記事務がコンピュータ処理に移行された後の情報となるため、登記所においてコンピュータ処理への移行以前に閉鎖された閉鎖登記簿等や、コンピュータに移行されていない登記簿は、当サービスでは取得できません。

2. ご利用時間について

<新規取得> 平日 8:30～21:00 までご利用いただけます。

土日祝日は、ご利用いただけません。

<過去分取得> 365 日 24 時間ご利用いただけます。

<登記変動見張り（不動産・商業）>

新規取得をした場合、平日 8:30～21:00 まで見張り番の設定が出来ます。
登記情報を新規で取得しないで、直接見張り番の設定をする場合は、平日 8:30～19:00 までご利用いただけます。土日祝日は、ご利用いただけません。

<土地からの建物検索 地番・家屋番号検索>

平日 8:30～21:00 までご利用いただけます。
土日祝日は、ご利用いただけません。

なお、利用時間内であってもサーバメンテナンス等の停止期間はご利用になれません。

3. 取得できる登記情報の法的証明力について

画面に表示された登記情報を印刷しても、その書面には登記官の認証文が付されないため、登記事項証明書のような証明力はありません。画面に表示された情報はご請求時の最新情報ですが、利用者が登記所で閲覧を行い、「登記事項の全部をメモした」ものと同程度の情報になります。

4. 提供されない登記情報について

不動産登記情報については、請求に係る情報量が 1 メガバイトを超える登記情報は、全部事項、所有者事項とも当サービスでは取得できません。

商業・法人登記情報については、請求に係る情報量が 3 メガバイトを超える登記情報は当サービスでは取得できません。

5. 表示される登記情報の請求年月日について

当サービスで画面上に表示される登記情報は、利用者が請求した時点の登記情報で、登記情報取得後の画面左上部に請求年月日が表示されます。履歴情報を閲覧した場合は、過去に請求された時点での請求年月日が表示されます。なお、新規で請求された物件（又は会社・法人等）がその時点で登記手続中の場合は、エラーメッセージが画面に表示され、登記情報は表示されません。（登記所の窓口で登記事項証明書や登記事項要約書を申請する場合と同様の扱いとなります。）

6. 登記情報及び地図情報請求時に必要な情報

当サービスで登記情報等を請求するには以下の情報を指定していただく必要があります。

不動産登記情報（全部事項）	所在区域及び地番（土地）又は家屋番号（建物）
不動産登記情報（所有者事項）	所在区域及び地番（土地）又は家屋番号（建物）
商業・法人登記情報（全部事項）	所在区域及び会社・法人名又は会社法人等番号 （会社・法人名の一部から検索することも 可能です。）
地図情報	所在区域及び地番（土地）
図面情報（地積測量図・地役権図面）	所在及び地番（土地）又は家屋番号（建物）

7. 地番や家屋番号が分からない場合の物件の検索方法

不動産登記情報を請求するには土地の場合は地番、建物の場合は家屋番号の特定が必須のため、地番又は家屋番号が分からない場合は、登記情報の請求はできませんので予めご了承ください。

住居表示番号による物件から該当する土地・建物を検索することはできないので、予め登記済証や従前に作成された登記事項証明書及び公図などで地番等を確認して請求する必要があります。

なお、請求する建物の家屋番号が分からない場合でも、その所在地（底地）の地番が分かる場合については、土地からの建物検索指定により、請求する建物の家屋番号を検索し請求することができます。

8. 土地・建物の不動産登記情報の検索

登記名義人の氏名による不動産登記情報の検索（いわゆる名寄せ）は、プライバシー保護の観点から行えないようになっておりますのでご了承ください。

9. 利用料金の課金されるタイミングについて

当サービスは、登記情報等の取得サービスであることから、利用料金が課金されるタイミングは、利用者の画面上に請求した登記情報等が表示された時点です。したがって、利用者が指定した登記の情報が登記手続中であったり（登記手続中の物件は情報提供されず、エラーメッセージが表示されます。）、検索途中で回線エラーになるなど、実際に利用者の画面上に登記情報が表示されなかった場合には、課金されません。

10. 登記情報請求画面での市区町村名の選択について

市区町村の合併、町名変更等により、新市区町村名に変更または旧市区町村名と併記されている場合があります。目的の市区町村名が表示されない場合は変更後の市区町村名をご確認ください。

1 1. 会社名が正確に分からない場合の検索方法

目的とする会社・法人等の所在地域（市区町村）が分かっている場合、商業・法人登記情報の請求事項入力画面の「1 商号・名称」又は「2 ヨミカナ」の前方一致検索機能を利用することにより、当該地域内での会社名検索が可能です。

また、会社及び一定範囲の法人については、「キーワード検索」の機能により、商号を構成する単語のヨミカナを指定して検索することができます。

1 2. 「新規情報に登記情報を取得する」及び「新規に登記情報を見張る」の『地番または家屋番号（入力後下記のボタンを押して下さい）』の入力方法

地番または家屋番号を入力する場合、通常半角入力ですが、全角入力でも問題ありません。

数字は「0～9」「〇～九」となります。「〇、一～九、十」「壱、弐、参」などをご使用できません。「甲」「乙」等が付く場合には、「甲 1 - 2 3」「乙 1-23」のように入力します。

また、まれですが、合併地番を請求する場合は、数字を含め必ず【全角文字】で「1・2 合併」（「・」なかな点）と入力します。

ただし、ハイフンは「- ※全角」「- ※半角」のいずれかを使用下さい。

例) 地番が「1 番 2 3」の土地を請求する場合には、「1 - 2 3」または「1-23」と入力します。

1 3. 会社・法人等の登記がされているにもかかわらず会社・法人等の記録がない旨のメッセージが表示された場合

① 「1 商号・名称」で請求した場合

商号又は名称中に外字を含んでいる会社・法人等については、「商号・名称」にて会社・法人等を検索することができません。「商号・名称」で請求した場合において、会社・法人等の記録がない旨のメッセージが表示された場合は、「2 ヨミカナ」による特定を行ってください。

② 「2 ヨミカナ」で請求した場合

会社・法人等のヨミカナは処理の便宜上、登記所において機械的に付与しています。したがって、実際の商号又は名称の読み方とは異なる読み方をしている場合がありますので、「ヨミカナ」で請求した場合において、会社・法人等の記録がない旨のメッセージが表示された場合は、異なるヨミカナを入力するか、「商号・名称」による特定を行ってください。なお、具体的な例は次のとおりです。

大和ヴァイオリン製作所

- ダイワバイオリンセイサクショ
- ×ヤマトヴァイオリンセイサクジョ

※「ヴ」、「ヴァ」、「ヴィ」、「ヴウ」、「ヴェ」、「ヴォ」はそれぞれ「ブ」、「バ」、「ビ」、「ブ」、「ベ」、「ボ」としてヨミカナを入力してください。

新第七光栄レジスタ

- シンダイナナコウエイレジスタ
- ×シンダイシチコーエーレジスタ

※「ヂ」、「ヅ」はそれぞれ「ジ」、「ズ」としてヨミカナを入力してください。

1 4. 支店の商業登記情報の表示される登記事項について

2006年5月1日から会社法が施行され、支店における登記事項が大幅に削減されました。登記情報全体を請求する場合は、必ず本店所在地登記所の登記情報の閲覧をしてください。

なお、支店における登記事項は、以下のとおりです。

- ① 商号
- ② 本店の所在場所
- ③ 支店の所在場所

(ただし、当該支店所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る)

- ④ 会社成立の年月日

上記以外で会社法施行前に登記された事項は登記官による職権で抹消されます。

1 5. 「処理中」の画面が延々と続き登記情報が表示されない場合

- (1) 「セキュリティの警告」画面が裏画面に表示され（画面に表示されていない状態）、パソコンが利用者の選択を待っている状態で止まっている。
→ 画面左下隅の「スタート」ボタンの横並びに、現在開かれているウィンドウ名が表示されています。その一つに「セキュリティの警告」という言葉があったら、その部分をマウスでクリックし、セキュリティの警告画面を前面に出してから「はい」を選択してください。登記情報が画面に表示されます。
- (2) 「セキュリティの警告」で「いいえ」を選択した場合。
→セキュリティの警告画面は、Java アプレットが起動すると自動的に表示される Internet Explorer の機能であり、「当サービスのコンピュータの Java アプレットがご利用される方のパソコンにアクセスしようとしているが、これを許可するか？」という内容です。「いいえ」を選択するとご利用される方のパソコンはデータの受信を行わないため、登記情報は表示されなくなります。ブラウザの再起動を行って、再度登記情報の請求を行ってください。
- (3) 利用者のパソコンが当サービスの指定する推奨環境になっていない。
→ 動作環境の設定方法については、再度ご確認くださいとともに、ご使用のパソコン等の動作確認を行ってください。
- (4) ネットワークが混雑している。
→ 電気通信回線を利用したサービスのため、回線が混雑していると登記情報の表示に時間がかかることがあります。なお、利用者が加入しているインターネットプロバイダーによって株式会社情報通信ネットワークのコンピュータにアクセスするネットワーク経路などが異なるため、利用する方によって画面表示までのレスポンスは異なります。なお、株式会社情報通信ネットワークが数十秒で登記情報のデータを返信しても、利用者のパソコン画面に表示されるまでに数十分かかった事例もあります。このような状況が毎回続く場合は、加入しているインターネットプロバイダーにご確認ください。

1 6. 物件を請求しエラーメッセージが表示された場合

下記 6 つの原因が考えられます。なお、登記情報が画面に表示されなかった場合は課金されません。

- (1) 選択入力した所在や地番、法人名等が間違っている。
→ 正確な情報を入力して再請求してください。
- (2) コンピューター化されていない登記情報を請求した。

→管轄する登記所に登記簿の謄抄本の交付請求または閲覧の請求をしてください

(3) 指定した登記情報が現在登記手続中

→登記情報の提供は、利用者が登記情報を請求した段階で株式会社情報通信ネットワークのコンピュータが登記所のコンピュータシステムに接続するため、その時点で目的とする登記情報が登記手続中だった場合はエラーメッセージが表示され、登記情報は表示されません。登記手続き完了後（手続き開始後、最短1日～最長6日程度）に取得可能になりますので、しばらく時間をおいてから取得して下さい。

(4) 当サービスで提供できる情報量を超えた不動産登記情報又は商業・法人登記情報を請求されている。

→不動産登記情報については、請求に係る情報量が1メガバイトを超える登記情報は、全部事項、所有者事項とも当サービスでは取得できません。商業・法人登記情報については、請求に係る情報量が3メガバイトを超える登記情報は当サービスでは取得できません。

(5) 請求画面の「商号」入力に「株式会社」や「有限会社」を付けて請求している。

→商業・法人登記情報を「商号」又は「ヨミカナ」で請求（又は検索）する場合は、株式会社や有限会社などの会社法人種別名を除いた商号（又は名称）で請求してください（例えば、「商号」欄に「〇〇株式会社」と入力すると「〇〇株式会社株式会社」という商号の会社名を検索することになりますので、ご注意ください。）。

(6) メンテナンス中に登記情報の請求をした。

→メンテナンス中に登記情報を請求した場合、エラーメッセージが表示され、その日に登記情報は取得できません。翌日以降再度ご請求ください。

1 7. 表示された登記情報が印刷できない場合

プリンタが正常に動作しているかどうか確認してください（電源が入っているか、又は、オンライン状態になっているか等）。

また、地図・図面情報の印刷の場合は、お使いのパソコンの印刷ダイアログの「名前（N）」の項目に通常使うプリンタ名が表示されているかを確認してください。表示されていない場合は、通常使うプリンタ名を選択してから印刷を行ってください。

18. 外字の表示について

外字が含まれる商号名または住所をご請求された場合、下記3つの原因が考えられます。

- (1) ダウンロードした「Excel (CSV) 形式」データの場合
＜1234ABCD＞のような形式で出力されます。そのような場合は、PDFデータを取得していただき、該当する部分を確認してください。
- (2) 「商業・法人登記情報」の検索結果一覧の場合
文字が画像で表示されます。
- (3) 「商業・法人登記情報」の履歴表示の課金アラートの場合
■または＜1234ABCD＞のような形式で表示されます。

19. 登記変動見張り（不動産・商業）機能について

- (1) 登記変動見張り機能は、登記情報の変動を見張る機能ですが、設定した翌日から見張りが開始されます。そのため、設定した当日中に登記情報の変動があった場合は、反映されないのでご注意ください。なお、登記変動見張り機能を設定した翌日に新規取得を行っていただくと見張り漏れが回避できます。
- (2) 以下の理由により、見張り番機能が有効に機能しないことがあります。その場合には、現在設定中の見張りを一旦削除し、再設定いただくことで見張り番機能を有効にすることができます。また、再設定されない場合には、再設定されるまでの期間、登記変動見張り機能が有効に機能しませんので、ご注意ください。
 - ① 地番コード、地番名、法人種別、会社法人番号、所在などが変更になった場合には、（見張り一覧の対象の情報）に「滅失」と表示されます。
 - ② システム不具合の場合には、（見張り一覧の対象の情報）に「エラー」と表示されます。

20. ご提供する地図情報について

地図情報とは、不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面（いわゆる公図）の情報です。

当サービスで地図情報を請求した場合、請求された土地を含む周囲の土地の情報を取得することができます。

※土地の形や面積によっては、1筆の土地が複数枚の地図に分かれている場合があります。この場合でも請求は一件であり、一つのPDFファイルでパソコンに表示、保存することができます。

[注意]

地図情報は A3 サイズを標準として提供されます。A3 用紙で印刷した場合の地図の表示枠は、システム上縦 252.0mm、横 250.0mm（交点の中心点間の距離）と定義されています。印刷する際に、プリンターの設定により、印刷サイズが変更される場合がありますので、プリンターの設定を確認した上で印刷してください。

プリンターの設定

Adobe Reader X・XI の場合

- ① サイズオプションは「実際のサイズ」を選択
- ② 「PDF のサイズに合わせて用紙を選択」にチェックを付ける

Adobe Reader 9 の場合

- ① ページの拡大／縮小に「なし」を選択
- ② 「PDF のサイズに合わせて用紙を選択」にチェックを付ける

2 1. 地図情報の画面表示および印刷について

- (1) 当サービスを利用して地図情報を閲覧または印刷する場合に、線が一部破線のように画面表示されまたは、印刷されることがあります。このような事象は、データとしては実線ですが、ご利用のパソコンまたはプリンタの解像度等の状況により生じることがありますので、この点をご承知の上ご利用いただきますようお願いいたします。
- (2) 地図情報を印刷する場合は、A3 用紙サイズで提供されます。A3 以外の用紙サイズで印刷すると地図情報に表示されている縮尺と異なることとなりますので、ご注意願います。
- (3) 地図情報を A3 用紙で印刷した場合でも、ご使用のプリンタにより伸び縮みが生じます。
- (4) 地図情報の場合、不動産登記法第 14 条第 1 項の地図等で公共座標値を有しているものについては、印刷された図郭（表示枠）に記載されている公共座標値から計算して求められる数値が伸縮程度の基になります。
- (5) 地図情報は従来の登記情報と比較し、データ量が大きいため、表示/印刷に時間を要する場合があります。利用している回線速度やパソコンのスペックにも依存しますので、本サービスで推奨しているスペック以上の環境をご用意ください。
- (6) 地図情報は、用紙の向きを横にして印刷することはできません。（用紙の向きを横向きで指定しても、縦向きで印刷されます。）

2.2. 休み明けの登記情報ならびに公図・図面の新規取得接続不良について

休み明け（特にゴールデンウィークや連休後）の登記情報の新規取得について、民事法務協会サイトへのアクセスが集中するため、午前中は取得に時間がかかる、もしくは取得できない場合があります。そのような場合には、午後以降アクセスしていただくなど、時間をおいてからご利用ください。

2.3. ご提供する図面情報について

図面情報は、「土地所在図／地積測量図」、「地役権図面」及び「建物図面／各階平面図」の情報です。

土地所在図は、1筆の土地の所在を明らかにする図面です。

地積測量図は、1筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面です。

地役権図面は、地役権（特定の土地（要役地）の便益のため他人の土地（承役地）を利用する等することができる権利）の設定の範囲が承役地の一部である場合に当該地役権の設定の範囲を明らかにする図面です。

建物図面は、1個の建物の位置を明らかにする図面です。

各階平面図は、1個の建物の各階ごとの平面の形状を明らかにする図面です。

なお、図面情報は例えば1筆の土地について複数回分筆されるなど、同じ地番・家屋番号の図面が複数在する場合があります。このような場合には、図面は、それが作成された登記事件ごとに管理されているため、それぞれの登記事件（事件ID）単位で請求していただくこととなります。

また、図面は、同時に多数の土地に分筆された場合など一つの登記事件について複数枚に分かれている場合があります。

このように一つの登記事件について図面が複数枚に分かれた場合でも、請求は1件であり、一つのPDFファイルでパソコンに表示・保存することができます。

図面情報は、A3サイズを標準として提供されます。印刷する際に、プリンターの設定により印刷サイズが変更される場合がありますので、プリンターの設定を確認した上で印刷してください。

2.4. 提供されない地図・図面情報について

請求にかかる情報量が1メガバイトを超える情報及び閉鎖された地図・図面などは提供サービスの対象外となります。

25. 地積測量図・建物図面等の1件について

地積測量図や建物図面は、土地の分筆の登記や建物表題登記等の際に提出され、登記所に備え付けられています。地積測量図・建物図面等の1件とは、それらの個々の登記の申請1件を表しています。

したがって、例えば数回にわたり分筆している土地については、分筆の登記の都度地積測量図が登記所に備え付けられているため、同一土地であってもそれぞれの地積測量図につき手数料が加算されます。

26. 分筆の際に作成された地積測量図の情報を取得する際の留意事項は

地積測量図の請求に当たっては、その地積測量図が提出された登記事件ごとに付与された「事件ID」及び登記年月日を選択していただくことになります。

例えば、5番の土地が5番1と5番2とに分筆されている場合、その分筆の登記の際に提出され、登記所に備え付けられている地積測量図は、5番1の地積測量図であるとともに5番2の地積測量図でもあります。この場合、同じ分筆の登記を契機としているため「事件ID」も同一となり、5番1と5番2の地積測量図をそれぞれ請求しても、提供される地積測量図は同じものとなります。

このような場合は、「事件ID」を確認することにより、同じ地積測量図を二重に請求することを防ぐことができます。地積測量図の請求の際に表示される登記年月日及び事件IDを確認の上、地積測量図を請求してください。

なお、平成17年3月以前に登記所に備え付けられた分筆に関する地積測量図は、通常、分筆後の土地のうち、一筆について求積方法が明示されていません。

また、同月以降に登記所に備え付けられた分筆に関する地積測量図にも、まれに分筆後の土地のうち一筆について求積方法が表示されていないものも含まれています。

27. マンション索引簿について

- (1) マンション索引簿は、各法務局が任意に作成している原簿に基づく情報を基にしていますが、その原簿は任意に作成されているものであり、正確性が保証されていません。原簿に誤りがある場合には、検索結果にも誤りが生じる可能性があります。
- (2) ご提供エリアの範囲内にある分譲マンションであっても、検索できない場合があります。

28. 不動産登記受付帳について

不動産登記受付帳は、市区町村の不動産登記受付帳記載の情報を基にしていますが、技術的な理由により情報の取得漏れが生じる可能性があります。また、不動産登記受付帳に記載されてから当社のシステム内に蓄積されて閲覧可能な状態になるまで、数日から数か月を要する場合があります。

推奨環境

OS	: 日本語版 Windows Vista、7、8
ブラウザ	: Internet Explorer8、9、10、11
設定条件	: JavaScript が実行可、Cookie を受け入れ可、 ユーザ補助の設定無
画像表示ソフト	: 最新の Adobe Reader (PDF)
インターネット環境	: ブロードバンド(光ファイバ・ADSL 等)による常時接続
メモリ	: 512MB 以上
ディスプレイ	: 1024×768 ピクセル以上
プリンタ	: A4 または A3 サイズの普通紙の印刷が可能なプリンタ

※64 ビット版 OS、サーバ OS での動作は保証しておりません

※上記のブラウザを推奨致しますが、お客様が設定した環境等により表示が若干異なる場合がございます